

# 日本エアバドミントン連盟規約

設立 令和3年4月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当連盟は、日本エアバドミントン連盟と称し、英文では、Japan AirBadminton Federation (略称「JABF」) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当連盟は、我が国におけるエアバドミントンに関する統一組織として、エアバドミントンの普及及び振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- エアバドミントンの普及活動
- エアバドミントンに関する競技会並びにイベント（講習会）の開催
- エアバドミントンの競技力の向上
- その他当連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 総会

(総会)

第5条 当連盟の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

### 第3章 役員

(役員)

第6条 当連盟に、理事3名以上を置く。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 理事のうち1名を理事長とする。
- 4 理事及び理事長は総会の決議により選任する。

### 第4章 会計

(事業年度)

第7条 当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5章 個人情報の保護

(情報の保護)

第8条 当連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。